

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月2日
【会社名】	オリックス株式会社
【英訳名】	ORIX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 宮内 義彦 代表執行役 井上 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
【電話番号】	03 (3435) 3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 雲嶋 寧彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
【電話番号】	03 (3435) 3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 雲嶋 寧彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 19,408,448,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	オリックス株式会社 大阪本社 (大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

- (注) 1 別段の記載がある場合を除き、本届出書に記載の「ユーロ」とは通貨としてのユーロを指します。本届出書に便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 129.39円の換算率(平成25年7月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値)により換算されております。
- 2 本届出書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	13,902,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成25年6月25日(火)開催の取締役会決議及び平成25年7月1日(月)の代表執行役の決定によります。
- 2 本届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本件自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	13,902,900株	19,408,448,400円	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	13,902,900株	19,408,448,400円	-

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。
- 2 発行価額の総額は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 金銭以外の財産を出資の目的としており、発行価額の総額と同額をその価額とするRobeco Groep N.V.(オランダ法人)普通株式316,142.14株(小数点以下第三位を四捨五入)が当該財産となります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,396	-	100株	平成25年 7月18日	-	平成25年 7月18日

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに下記株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われなことになります。
- 4 金銭以外の財産の現物出資による払込の方法は、現物出資の目的となるRobeco Groep N.V.普通株式を、Robeco Groep N.V.の設立準拠法であるオランダ法に従って当該普通株式を当社に移転するために必要な手続きである公証譲渡証書(akte van verkoop en levering)の作成(以下「公証譲渡証書の作成」といいます。)をオランダにおいて行うことにより、当社に移転させるものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内

(4) 【払込取扱場所】

上記(2)「募集の条件」(注4)に記載のとおり金銭以外の財産を出資の目的としており、当該財産の給付は、オランダにおける公証譲渡證書の作成により行われます。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

本件自己株式処分は、Robeco Groep N.V. 普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	コーペラティブ・セントラル・ライファイゼン・ボエレンリーンバンク・ビー・エー(ラボバンク・ネーデルランド) (COÖPERATIEVE CENTRALE RAIFFEISEN-BOERENLEENBANK B.A. (Rabobank Nederland)) (以下「Rabobank」といいます。)
本店の所在地	オランダ国 ユトレヒト市クローセラーン18 (Croeselaan 18, 3521 CB Utrecht, The Netherlands)
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 2012年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日) 平成25年5月10日関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。なお、割当予定先からのRobeco Groep N.V.の買収については、下記c.をご参照ください。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本件自己株式処分を含む取引の全体像について

当社は、Rabobankの保有するRobeco Groep N.V. (以下「Robeco」といいます。)の発行済株式総数の約90%の取得(以下「本件株式取得」といいます。)の対価の一部の支払いのための第三者割当による自己株式の処分(以下本件株式取得と併せて「本件取引」といいます。)を行います。

具体的には、当社は、Rabobankとの間で平成25年2月19日付けにて締結いたしました、Rabobankが保有するRobecoの発行済株式総数の約90%にあたる4,084,023株(以下「本件株式」といいます。)に係る株式売買契約(その後の変更を含みます。以下「本件株式売買契約」といいます。)に基づき、平成25年7月1日、本件株式取得を実行し(ただし、本件株式の取得価額総額1,937,741,742ユーロ(250,724,403,997円)(以下「本件株式総額」といいます。)のうち、150,000,000ユーロ(19,408,500,000円)につきましては、支払いを完了しておりません。)、Robecoを当社の連結子会社といたしました。かかる本件株式総額のうち、19,408,448,400円(以下「本件自己株式支払総額」といいます。)について、当社の保有する当社普通株式13,902,900株にて支払いを行うため、本件自己株式処分を行います。

なお、本件自己株式支払総額以外の本件株式総額の支払いは、現金にて行います。また、本件株式総額は、平成25年6月30日におけるRobecoの財務状況の実績値に応じて今後調整される場合がありますが、当該調整は現金にて行うため、本件自己株式処分に係る処分株式数には影響はありません。

その他、本件株式取得に関しては、本件株式売買契約にて、本件取引完了後の2013年度から2015年度までの各事業年度におけるRobecoの特定の子会社の一定の資産運用に関する業績に応じた追加代金を現金にて支払うことについて合意しています。

なお、本件取引の実行については、競争法又はその他の法規制上の許認可等が必要となる国又は地域において競争当局又はその他の規制当局の許認可等の取得手続きを履践することが必要であったところ、当該許認可等の取得手続きが当初の想定よりも早く履践された等の理由により、本件自己株式処分の申込期間及び払込期日は、当初想定されていた平成25年8月19日から、平成25年7月18日に変更されております。

(2) 本件取引を行う理由について

Robecoは、運用資産総額が1,830億ユーロ(約23兆円、平成24年12月末現在)の資産運用会社です。多種多様な運用商品を持ち、80年超に渡る業歴とその運用実績、及び経験豊富な経営陣を有しています。金融危機にも対応し、金融危機後も運用資産を伸ばし続けています。

本件自己株式処分の割当先であるRabobankは、総資産規模でオランダの三大銀行に数えられる金融機関です。当社は、本件自己株式処分によりRabobankと資本関係を構築し、欧州事業の拡大を図ります。また、RabobankがRobecoの発行済株式総数の約10%を今後一定期間保有し続けることにより、株主の異動に伴う影響を最小限に抑え、当社はRabobankと共同でRobecoの欧州における事業基盤の維持及び拡大を図ります。

当社にとっての本件取引の目的は、以下のとおりです。

() “金融+サービス”の加速化

当社では中期的な経営戦略である「“金融+サービス”の加速化」「アジア等新興国の成長を取り込む」を推進しています。「貸付業務は収益性をさらに追求し、投資活動の幅を広げ、事業を運営できる専門性を加える」という方針を掲げ、金融とそれに付随するサービスをうまく融合させた新しい業態の構築を図っています。

資産運用事業は第三者の資金を使用するため、自社の財務レバレッジを著しく上昇させることなく長期安定的な手数料収入が得られる事業です。当社では、従来より海外投資家と共同での不動産投資や、ファンド運営を通じて第三者の資金を活用してきました。米国ではMariner Investment Groupを通じて資産運用事業を既に手がけています。また、モノに対する専門性を追求する中で、近年では特に航空機の運用管理や不動産の運用管理にも注力しています。

このように、専門性の追求と、長期安定的な手数料の獲得につながる本件取引は当社の中期的な経営戦略との親和性が極めて高く、「“金融+サービス”の加速化」に寄与するものと考えています。

() 増加する世界的な資産運用ニーズの取り込み(資産運用事業の強化)

新興諸国の経済成長と世界的な高齢化の進展により、今後、資産運用に対するニーズは先進国、新興国に限らず世界的に拡大することが見込まれています。そのような環境認識のもと、当社は、米国において平成22年にMariner Investment Groupの買収を通じて資産運用事業に参入し、事業拡大を図ってまいりました。

本件取引により、Robecoの事業基盤及び顧客基盤を獲得することで、当社は資産運用事業におけるグローバルな競争優位性を確立するとともに、今後増加するニーズを捉えた収益機会の拡大を図ります。

() グローバルな事業基盤の拡充

当社は、米国においてHoulihan Lokey, RED Capital Group, Mariner Investment Groupの買収を通じ、「“金融+サービス”の加速化」に寄与する手数料ビジネスの拡大を図ってきました。本件取引により、Robecoの米国における事業基盤を獲得することで、顧客へのサービス提供機能の拡充と専門性の獲得という両面から米国事業の強化を図ります。

また、Robecoのアジア地域における拠点展開は限定的である一方、当社は40年を超える事業展開の歴史を持ち、現地金融機関との取引関係や現地企業を中心とした顧客基盤を有しています。今後経済成長が見込まれるアジアにおいて補完関係にあるため、Robecoは当社の既存ネットワークを生かして新たな成長機会を捉えることが可能となり、また当社は顧客へのサービス提供機能の拡充が図れます。

さらに、欧州において、当社は航空機リース事業を手がける子会社、ポーランドのリース子会社、及びHoulihan Lokeyの複数拠点を有していますが、セグメント資産に占める欧州地域の割合はごく僅かに留まっています。本件取引により、Rabobankとの資本関係を構築することで、当社は欧州における事業機会の拡大を見込んでいます。

このように、米国、アジア、欧州のそれぞれの地域において、本件取引は当社の事業基盤の拡充につながります。

() 収益性の高い資産運用事業の拡大による利益成長

資産運用事業の収入は、運用規模に応じた管理手数料と運用実績に伴う手数料とに大別されますが、Robecoの収入は管理手数料がその中心であることが特徴です。金融危機時においても、運用資産額は一時減少しましたが安定して収益を計上しました。

また、資産運用事業は第三者の資金を使用するため、多額な資産や資本を必要とせず、ROAやROEが比較的高い事業です。本件取引は当社の海外事業セグメントの利益成長につながり、全社的なROA、ROE、1株当たり利益の向上、またそのスピードアップに資するものです。

当社は、各事業がそれぞれの分野で確固たる地位を築き、かつその事業同士が有機的に結びつきあうことで、新たな価値を創り出してきました。その結果、多様な事業を一つの企業体として運営するビジネスモデルを築いています。本件取引により、また新たな付加価値を生み出し、収益性を一段と向上させ、企業価値の向上につなげてまいります。

(3) 本件株式取得の対価の一部に当社の自己株式を用いる理由について

本件取引を行う理由は上記(2)記載のとおりですが、本件株式売買契約の交渉過程において、本件株式の売主であるRabobankとの長期的な関係構築が当社の欧州事業拡大の観点から望ましいと判断し、本件株式取得の対価の一部に当社の自己株式を用いることとしました。上記(2)記載のとおりRabobankは総資産規模でオランダの三大銀行に数えられる金融機関であり、当社は、本件自己株式処分によりRabobankと資本関係を構築し、欧州事業の拡大を図ります。また、RabobankがRobecoの発行済株式総数の約10%を今後一定期間保有し続けることにより、株主の異動に伴う影響を最小限に抑え、当社とRabobankは共同でRobecoの欧州における事業基盤の維持及び拡大を図ります。なお、株式の希釈化等を考慮し、本件取引において新株発行は予定しておりません。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 13,902,900株

e. 株券等の保有方針

当社とRabobankは、戦略的パートナーとして相互の企業価値向上を目的とした支援体制を構築することで合意しており、Rabobankは、割当を受けた当社の株式について、Rabobankが本件自己株式処分の効力発生日から7年間保有することを確約するロックアップレターを当社に提出いたします。

また、当社はRabobankとの間で、本件自己株式処分の効力発生日から2年間、当該株式の一部又は全部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、及び当社がその内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に報告し、その内容が公衆の縦覧に供せられることにつき、Rabobankは同意する旨の確約書を締結いたします。

f. 払込に要する資金等の状況

現物出資のため金銭の払込はありませんが、Rabobankが本件自己株式処分に係る現物出資財産に足るRobeco Groep N.V.普通株式を保有していることをオランダにおいて当該事項を証明する公的な証明書である公証譲渡証書(akte van verkoop en levering)によって確認し、払込に要する出資財産の保有を確認することにより出資は確実であると判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確約書を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

当社とRabobankは、戦略的パートナーとして相互の企業価値向上を目的とした支援体制を構築することで合意しており、Rabobankは、割当を受けた当社の株式について、Rabobankが本件自己株式処分の効力発生日から7年間保有することを確約するロックアップレターを当社に提出いたします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

発行価格は、本件株式売買契約に従い、()平成25年7月1日までの5連続取引日(同日を含む。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値(1,265円、なお、円未満四捨五入。)、又は()平成25年7月1日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「東京証券取引所終値」といいます。)(1,396円)のいずれか高い金額である、1,396円といたしました。当該価格は発行価格決定直前の市場価格であり、合理的であると考えております。

なお、当該価格は、直近1ヶ月(平成25年6月2日から7月1日)における東京証券取引所終値の平均値である1,276円(円未満切捨て)から乖離率9.40%のプレミアム、直近3ヶ月(平成25年4月2日から7月1日)における東京証券取引所終値の平均値である1,388円(円未満切捨て)から乖離率0.58%のプレミアム、直近6ヶ月(平成25年1月2日から平成25年7月1日)における東京証券取引所終値の平均値である1,226円(円未満切捨て)から乖離率13.87%のプレミアムとなっております。

上記発行価格については、当社監査委員会より、監査委員全員(4名)一致で、特に有利な金額に該当しないことに異議がない旨の意見を得ております。

また、本件取引に関する財務アドバイザーであるGoldman, Sachs & Co.が実施した、類似会社比較法、類似取引比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー(DCF)法による分析を含むRobeco Groep N.V.普通株式の価値に関する財務分析資料を受領し、当該分析資料を参考にした上で、Robeco Groep N.V.普通株式の価値について総合的に判断しております。

(2) 発行数及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分に係る発行数13,902,900株(議決権数139,029個)の発行済株式総数(自己株式を除く)(1,221,433,050株、平成25年3月31日現在)に占める割合は1.13%(小数点以下第三位を切捨て)(平成25年3月31日現在の議決権総数12,206,352個に対する割合は1.14%(小数点以下第三位を四捨五入))であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本件自己株式処分は当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に資するものと考えており、本件自己株式処分に係る発行数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。なお、平成25年4月1日付で当社普通株式につき1株を10株に分割する株式分割の効力が発生しており、上記の平成25年3月31日現在の発行済株式総数(自己株式を除く)は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合 (%)	割当後の所有株 式数 (千株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合 (%)
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	125,295	10.26	125,295	10.15
日本スタートラス ト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁 目11番3号	107,329	8.79	107,329	8.69
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	51,598	4.23	51,598	4.18
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港 上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋 3丁目11番1号)	40,841	3.35	40,841	3.31
ザチエースマンハッ タンバンク385036 (常任代理人 株式 会社みずほコーポ レート銀行決済営業 部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島4 丁目16番13号)	40,637	3.33	40,637	3.29
ステートストリート バンクアンドトラ ストカンパニー (常任代理人 香港 上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋 3丁目11番1号)	33,217	2.72	33,217	2.69
メロンバンクエヌ エーアズエージェン トフォーイックラ イアントメロンオム ニバスユーエスペン ション (常任代理人 株式 会社みずほコーポ レート銀行決済営業 部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4 丁目16番13号)	16,999	1.39	16,999	1.38
ステートストリート バンクアンドトラ ストカンパニー505225 (常任代理人 株式 会社みずほコーポ レート銀行決済営業 部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4 丁目16番13号)	16,674	1.37	16,674	1.35
ザチエースマンハッ タンバンクエヌエイ ロンドンエスエルオ ムニバスアカウント (常任代理人 株式 会社みずほコーポ レート銀行決済営業 部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4 丁目16番13号)	16,409	1.34	16,409	1.33
ビービーエイチマシ ユーズアジアデイビ デンドファンド (常任代理人 株式 会社三菱東京UFJ銀 行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE:94111 (東京都千代田区丸の 内2丁目7番1号)	16,027	1.31	16,027	1.30
計		465,029	38.10	465,029	37.67

- (注) 1 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、平成25年4月1日付で当社普通株式につき1株を10株に分割する株式分割の効力が発生しており、上記の所有株式数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成25年3月31日現在の総議決権数(12,206,352個)に本自己株式処分により増加する議決権数(139,029個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 3 信託銀行等の信託業務にかかる株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での保有株式数を記載しています。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。なお、本件自己株式処分は、Robeco Groep N.V. 普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日） 平成25年6月27日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年7月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日（平成25年7月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

オリックス株式会社 本社

（東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内）

オリックス株式会社 大阪本社

（大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。